北海道財務局

第100013号	第100015号	第100022号
100036	100054	100057
100070	100089	100094
100120	100121	100122
100155		

東北財務局

第110015号	第110016号	第110017号
110022	110024	110039
110041	110042	110057
110082	110085	110119
110122	110153	120003
120004	140009	150000

東海財務局

第110004号	第110008号	第110013号
110014	110029	110033
110035	110040	110052
110053	110055	110064
110066	110067	110068
110069	110077	110094
110102	110107	110123
110124	110134	110139
110147	110153	110155
110163	110168	110170
110173	110177	110178
110187	110189	110223
110283	110306	110310
110311	110312	110313
110315	110316	110327
110329	110346	120002
120005	130008	130022
130030	130034	130036
130040	130046	140005
140006	140009	140017

北陸財務局

第110001号	第110004号	第110005号
110006	110011	110016
110022	110034	110039
110043	110045	110502
130002	130009	140004

中国財務局

第110002号	第110005号	第110006号
110008	110016	110073
110083	120003	120007
130005	140002	150001

四国財務局

第110011号	第110022号	第110041号
110046	110050	110056
110068	140002	

九州財務局

第110007号	第110009号	第110036号

福岡財務支局

第110003号	第110005号	第110011号
110013	110018	110038
110043	110044	110048
110054	110058	110059
110069	110088	110099
110105	110106	110107
110109	110114	110115
110124	110128	110135
110147	110148	110161
110178	110196	110210
110231	110288	110289
110300	130010	130020
150003	150006	150009

沖縄総合事務局

第110009号	第110014号	第150001号

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十五年十二月二十六日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十一条の規定により公告する。

平成二十六年一月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画新住宅市街地開発事業西神第2地区新住宅市街地開発事業Ⅲ－6－1－1、Ⅲ－6－1－2、Ⅲ－12－3工区の土地所在図及び調査簿

公　告

諸　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成26年1月22日　大阪地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第2条第2項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成26年2月5日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　大阪地方裁判所第12刑事部1係

2　被告事件名　関税法違反、消費税法違反、地方税法違反

3　被告人氏名　髙橋幸一郎

4　公 判 期 日　平成26年2月12日

5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項

金地金64塊（重量合計64001.94グラム）（大阪地方検察庁平成25年領第9119号符号1、3、5、7、9、11、48、50、52、54、56、58、61、63、65、67、69、71、73、75、77、79、81、83、88、90、92、94、96、98、103、107、117、119、121、123、125、127、129、131、134、136、138、140、142、144、146、148、150、152、178、180、182、184、186、188、190、192、194、196、198、200、202、204）

6　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人は、金地金を大韓民国から不正に輸入し、これに対する消費税及び地方消費税を免れようと考え、髙橋勇一郎、張鎬文及び氏名不詳者らと共謀の上、平成25年5月26日、大韓民国仁川国際空港において、金地金合計64001.94グラム（課税価格2億9,184万2,840円相当）を隠し入れた手提げ袋等を被告人及び髙橋勇一郎が携帯してアシアナ航空114便に搭乗し、同航空機により、同日午後4時9分頃、大阪府所在の関西国際空港に到着し、同日午後4時40分頃から同日午後4時52分頃までの間、同空港内大阪税関関西空港税関支署旅具検査場において、それぞれ入国に伴う携帯品検査を実施する情を知らない同税関支署職員を介して、法令により通関に関する税関長の権限の委任を受けた同税関支署長に対し、金地金を輸入する事実を秘して輸入する貨物は全て化粧品である旨の虚偽の輸入及び納税の申告を行い、税関長の許可を受けないで前記金地金を輸入しようとするとともに、不正の行為により金地金に対する消費税1,167万3,600円及び地方消費税291万8,400円を免れようとしたが、同税関支署職員に前記金地金を発見されたため、いずれもその目的を遂げなかったものである。

被害回復給付金裁定表記載公告

平成26年1月22日　神戸地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第14条第3項の規定により、同条第1項の規定により支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　神戸地方検察庁　平成24年第2号

2　支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載した年月日　平成26年1月22日

3　この公告に関する問い合わせ先

〒650―0016　神戸市中央区橘通1丁目4番1号

神戸地方検察庁　被害回復給付金担当

電話番号　078―367―6100（内線303）

○　この公告があった時から6月間、資格裁定を受けた者が被害回復給付金を受ける権利を行使しないときは、その権利は消滅することとなります。

○　上記支給手続における申請人又はその代理人は、裁定表の閲覧を請求することができます。